申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

<table>
<tr><td colspan="2">許認可等の内容</td><td>児童扶養手当の受給資格認定</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>児童扶養手当法第６条第１項</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部課係名</td><td>こども未来部こども給付課給付係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">審査基準</td><td>関係条項</td><td></td></tr>
<tr><td>基準
（未設定の場合はその理由）</td><td>児童扶養手当の支給要件に該当する者は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事等の認定を受けなければならない。

支給要件

下記のいずれかに該当する１８歳に達した日の属する年度の３月末日までの児童（一定の障がいのある児童は２０歳未満）を養育している母親、父親又は養育者が対象となる。

・父母が婚姻を解消した児童（離婚、事実婚の解消など）
・父又は母が死亡した児童
・父又は母に一定以上の障がいがある児童
・父又は母に１年以上遺棄されている児童
・父又は母が裁判所からのＤＶ保護命令を受けた児童
・父又は母が法律により１年以上拘禁されている児童
・父又は母の生死が明らかでない児童
・母が婚姻によらないで懐胎した児童</td></tr>
<tr><td>参考事項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成２７年４月１日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">標準処理期間</td><td>標準処理期間
（未設定の場合はその理由）</td><td>約２か月</td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成２７年４月１日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>